

基準・仕様比較

1 居室について

(課題) 一人当たりの居室の基準を満たしていない。

(基準) 収納を除いて一人当たり 9.9㎡ (約6畳)

- ・国「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第177号)」
- ・県「指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月20日宮城県条例第96号)」

(現況) 各居住棟 (各園) の居室の状況

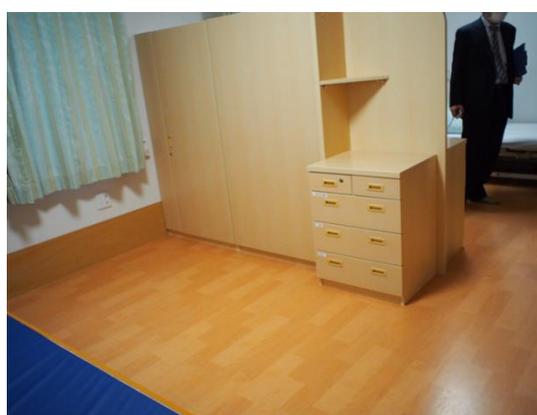
(平成28年4月1日現在)

建物名称	1室当たり延床面積	居室数	1室当たり利用定員※1	1人当たり居室面積	最大利用定員※2	現在入所利用者数※3
おおくら園	26.0㎡	20室	4人/1室	6.5㎡/人	80人	60名
	26.0㎡	4室	5人/1室	5.2㎡/人	20人	
かまくら園	31.2㎡	24室	4人/1室	7.8㎡/人	96人	64名
	20.8㎡	2室	2人/1室	10.4㎡/人	4人	
とがくら園	19.3㎡	58室	2人/1室	9.6㎡/人	116人	85名
合計	—	108室	—	—	316人	209名

※1：建築時の想定 ※2：建築時想定，短期利用者を含む ※3：短期利用者を含まない



現施設：おおくら園の事例 (左：居室内部，右：壁式構造のため構造耐力壁)



最近の施設事例 (左：個室，右：家具等で仕切った2部屋)

(補足)

- ・感染症等が生じた場合，蔓延防止対策がとれないため，一気に蔓延する可能性が高い。
- ・最近の施設は，プライバシーや利用者個々の状態・特性に対応出来る，個室が主流である。
- ・個室化に向け間仕切り壁を設置すると，部屋の間口が2mとなり，ベッドを置くと車いすに支障が生じる。

2 バリアフリーについて

(課題) 多くの建物がバリアフリー対応していない

(基準) 「バリアフリー法」「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」整備基準

- ・高低差がある場合には、傾斜路などを設置する
- ・勾配は、1 / 12 を超えないこと
- ・高さ75cm以内ごとに踏面1.5m以上の踊り場を設ける

(現況) 各建物概要

建物名称	建築年	経過年	バリアフリー化	備考
おおくら園	S49	41年	未対応	
かまくら園	S56	34年	対応済	
とがくら園	H5	22年	対応済	
はちくら園	S48	42年	未対応	H18.3 閉鎖
セルブふながた	S52	38年	未対応	H19.3 閉鎖
なでくらセンター	S50	41年	未対応	活動棟 (生活介護)
まつくらセンター	H4	23年	未対応	作業棟 (就労継続支援B型)
事務管理センター	S54	37年	未対応	事務管理棟
給食センター	H5	23年	未対応	給食棟 (食事の提供)
体育館	S55	35年	対応済	
エネルギーセンター	S48	42年	未対応	エネルギー棟 (ボイラー設備, 配管等)



現施設：おおくら園の事例 (左：廊下に最大90cmの段差, 右：脱衣所)



最近の施設事例 (左：廊下, 右：玄関)

(補足)

- ・最大90cmの段差があるため、改修する場合、踊り場を含め12.3mのスロープが必要となり、周りの居住スペースや廊下に影響が生じる。
- ・壁式構造で、周囲の壁は構造耐力壁となっており、簡単に壁に開口を設けることなどは出来ない。